

第1号議案

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更について

(案)

平成30年人事院勧告に準じて、別紙のとおり役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更を行う。

施行日：2018年12月5日

以 上

【添付資料】

別紙：役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後												
<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の<u>190</u>以下、 100分の<u>103.5</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の<u>90</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の<u>90</u>未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則 (平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則 (平成29年2月15日) (略)</p> <p>附則 (平成30年2月7日) (略)</p>	優秀	100分の <u>190</u> 以下、 100分の <u>103.5</u> 以上	良好	100分の <u>90</u>	良好でない	100分の <u>90</u> 未満	<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の<u>195</u>以下、 100分の<u>106</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の<u>92.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の<u>92.5</u>未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則 (平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則 (平成29年2月15日) (略)</p> <p>附則 (平成30年2月7日) (略)</p> <p>附則 (2018年12月 日)</p> <p style="padding-left: 2em;">(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、2018年12月5日から施行し、2018年4月1日に遡って適用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2018年度の支給額に関する特例)</p> <p>第2条 2018年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。</p>	優秀	100分の <u>195</u> 以下、 100分の <u>106</u> 以上	良好	100分の <u>92.5</u>	良好でない	100分の <u>92.5</u> 未満
優秀	100分の <u>190</u> 以下、 100分の <u>103.5</u> 以上												
良好	100分の <u>90</u>												
良好でない	100分の <u>90</u> 未満												
優秀	100分の <u>195</u> 以下、 100分の <u>106</u> 以上												
良好	100分の <u>92.5</u>												
良好でない	100分の <u>92.5</u> 未満												

別表（読み替え後）

<u>優秀</u>	<u>100分の190以下、 100分の103.5以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の90</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の90未満</u>

2 2018年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定
については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

<u>優秀</u>	<u>100分の200以下、 100分の108.5以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の95</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の95未満</u>